

地域振興県土警察常任委員会資料

(平成27年12月17日)

[件名]

- 1 廃止措置に係る安全協定等の一部改正について
(原子力安全対策課) … 1
- 2 島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に
用いる流量計問題の再発防止対策の進捗状況について
(原子力安全対策課) … 7
- 3 島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況等に
ついて(第22報) (原子力安全対策課) …別冊
- 4 平成27年度「防災とボランティアの日」及び「防災とボラン
ティア週間」における防災関連行事について
(消防防災課) … 8

危機管理局

廃止措置に係る安全協定等の一部改正について

平成 27 年 12 月 17 日
原子力安全対策課

県では、廃止措置に関することについて安全協定上の法令に沿った手続きを明確にするため、安全協定等の一部改正について、米子市及び境港市を代表して中国電力に対して協定改定の申入れを行い、それについて、12月14日に文書による回答を得ました。
今後は、回答結果に基づき、米子市及び境港市とともに協定の改定を進めてまいります。

1 申入れ等の概要

(1) 日時、場所

12月8日(火) 15:00～15:30、鳥取県庁

(2) 対応者

ア 鳥取県

鳥取県知事、危機管理局长、原子力安全対策監

イ 中国電力

・取締役副社長 清水希茂(広島本社)

・執行役員鳥取支社長、執行役員島根原子力本部副本部長(島根原子力発電所)

(3) 申入れ内容と回答

申入れ内容	文書回答の要旨(12/14)(別紙2参照)
安全協定第6条第1項第3号の「原子炉の解体」についての法令に沿った手続きの明確化とそれに伴う安全協定及び同運営要綱の改正	・ 「原子炉の解体」及びその際の一連の対応について、法令にもとづいて廃止措置手続きの明確化をするため、安全協定及び運営要綱の必要な改正をすることを協議する。 ・ 廃止措置については、立地自治体と同様の対応を行う。
安全協定の立地県・立地市同等の協定となるよう改定	・ 安全協定を立地県・立地市と同様の協定とする ことについては、立地と同様に対応を行っていくが、引き続き、誠意をもって協議をさせていただく。

2 経緯

島根原子力発電所1号機については、平成27年4月30日をもって営業運転を終了し、今後、廃止措置計画を作成し、原子炉等規制法に基づき原子力規制委員会の認可を受ける必要がある。

なお、申請に際しては、安全協定第6条に基づき、本県、米子市及び境港市に対して、事前報告を行うことが必要である。

3 改正の目的

今後進展が想定される1号機の廃止措置に対して、安全協定に基づき中国電力に対して厳正に対応していくため、安全協定第6条の「原子炉の解体」について、法令の手続きに沿って明確化する。

4 安全協定及び同運営要綱の改正(現在中国電力と協議中の案)の概要

(1) 事前の報告

「原子炉の解体」を「廃止措置計画の認可」及び「廃止措置計画の重要な変更」と表記することによって、法令に沿って事前に報告すべき手続き等を明確化する。

(2) 平常時における連絡

廃止措置の実施状況を確認するための平常時における連絡として、「廃止措置の実施計画」「廃止措置状況」等を明記する。

(3) 保安規定における運転上の制限を満足しない場合の連絡

廃止措置を実施する際に、廃止措置段階の保安規定に新たに加わる「施設運用上の基準」を追記し、明確にする。

(4) 安全確保の責務

廃止措置中の原子炉施設においても中国電力に安全確保の責務があることを明確にする。

(5) その他本協定の締結後に行われた法令等の改正に伴う文言等の修正を行う。

5 今後の安全協定の改定作業

- ・ 島根原子力発電所の1号機の廃止措置手続き等について、法令上の手続きと本県の対応について明確にする。
- ・ このため、中国電力と引き続き協議を進め、「原子炉の解体」関係については、原子炉等規制法等に沿った表記による明確化、島根県等の廃止措置関係の安全協定上の表記（改正協議中）等を踏まえながら年内に協定改定を行う。
- ・ また、立地県・立地市同等の協定改定については、引き続き協議していく。

（資料）

- 1 協定改定の申入れ書
- 2 協定規定の申入れに対する回答書
- 3 廃止措置とは



第201500136982号
平成27年12月8日

中国電力株式会社
取締役社長 荻田 知英 様

鳥取県
鳥取県知事 平井 伸治

米子市
米子市長 野坂 康夫

境港市
境港市長 中村 勝治

島根原子力発電所1号機の廃止措置等を踏まえた「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の改定について（申入れ）

平成23年12月25日に鳥取県及び米子市、境港市並びに中国電力株式会社が締結した島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保に関する協定（以下「安全協定」という。）については、立地県・立地市同等の協定となるよう継続して協議を行っているところです。

平成27年4月30日に島根原子力発電所1号機が運転を終了したことに伴い、今後、中国電力株式会社において核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の33第1項に規定される廃止措置（以下「廃止措置」という。）が講じられることとなります。

ついては、貴社に対し、島根原子力発電所に係る鳥取県民の更なる安全・安心の確保のため、下記のとおり安全協定第19条の規定により、安全協定の改定を申し入れます。

記

- 1 島根原子力発電所1号機の廃止措置については、安全協定第6条第1項第3号の「原子炉の解体」に該当し、関係自治体に対して報告等が行われるとの認識ですが、法令に沿った手続きを明確にするため、当該事項について協定に明記すること。あわせて、協定の運営要綱についても同様の改正を行うこと。
- 2 安全協定を立地県・立地市同等の協定となるよう改定すること。



島原本広第 492 号
平成 27 年 12 月 14 日

鳥 取 県 知 事
平 井 伸 治 様

中国電力株式会社
取締役社長
荻 田 知 英

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の
改定に関する申入れについて（ご回答）

平素より島根原子力発電所の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 27 年 12 月 8 日、貴県、米子市および境港市より、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）第 19 条の規定により、安全協定の改定を申入れいただいたことにつきまして、下記のとおりご回答申し上げます。

当社は、今後とも貴県との安全協定の対応を誠実に行うとともに、事業者として鳥取県民の皆さまの更なる安全・安心が確保できるよう最大限努力してまいりますので、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 原子炉施設の廃止措置に係る安全協定における対応の明確化について
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律における廃止措置に関する規定をもとに、安全協定第 6 条第 1 項第 3 号に定める「原子炉の解体」について手続きを明確化するとともに、廃止措置においても、建設中または運転中の原子炉施設と同様の対応を行うよう、安全協定および同協定の運営要綱の必要な改正をすることで協議させていただきます。

なお、廃止措置に係る具体的な計画の報告や連絡などの項目については立地自治体と同じ内容にするとともに、安全協定の運用においては、廃止措置における対応についても、立地自治体と同様の対応を行ってまいります。

2. 立地県・立地市と同等の協定への改定について

本件につきましては、平成24年11月1日付文書で申入れをいただ
いて以来、協議を継続しているところですが、原子力発電所周辺自治体
と原子力事業者との間における安全協定のあり方につきましては、現在
も様々な場で議論が重ねられているところであり、平成25年3月
15日付文書でご回答申し上げましたとおり、鳥取県民の皆さまの安全
の確保および環境の保全を図るという安全協定の目的は立地自治体と同
じものであり、今後とも安全協定の運用においては立地自治体と同様の
対応を行ってまいります。

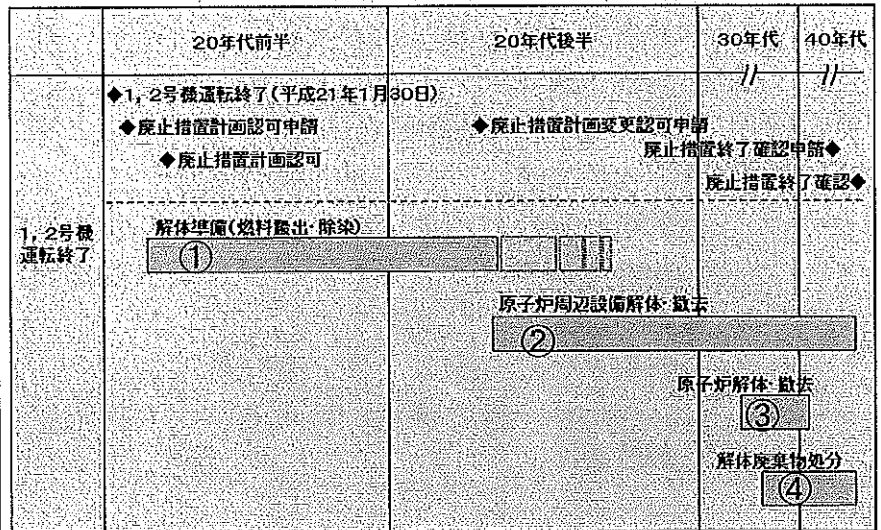
当社といたしましては、この度改めて申入れをいただいた趣旨を真摯
に受け止め、引き続き、誠意をもって協議をさせていただきたいと考
えております。

以 上

<廃止措置の安全規制>

1. 原子炉等規制法に基づき、廃止措置に着手される前にその計画を国が認可。廃止措置終了までの間、厳格な安全規制を適切に実施。
2. 運転中に安全確保のために要求される主な機能は「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」である一方、廃止措置段階に安全確保のために要求される主な機能は施設内の放射性物質の「閉じ込め」や放射線の遮へい。
3. 具体的には、①解体中における保安のために必要な原子炉施設の適切な維持管理の方法、②一般公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばくの低減策、③放射性廃棄物の処理等の方法が適切なものであるか、廃止措置計画の認可の際に確認する。

浜岡原子力発電所1, 2号機の廃止措置の主要工程



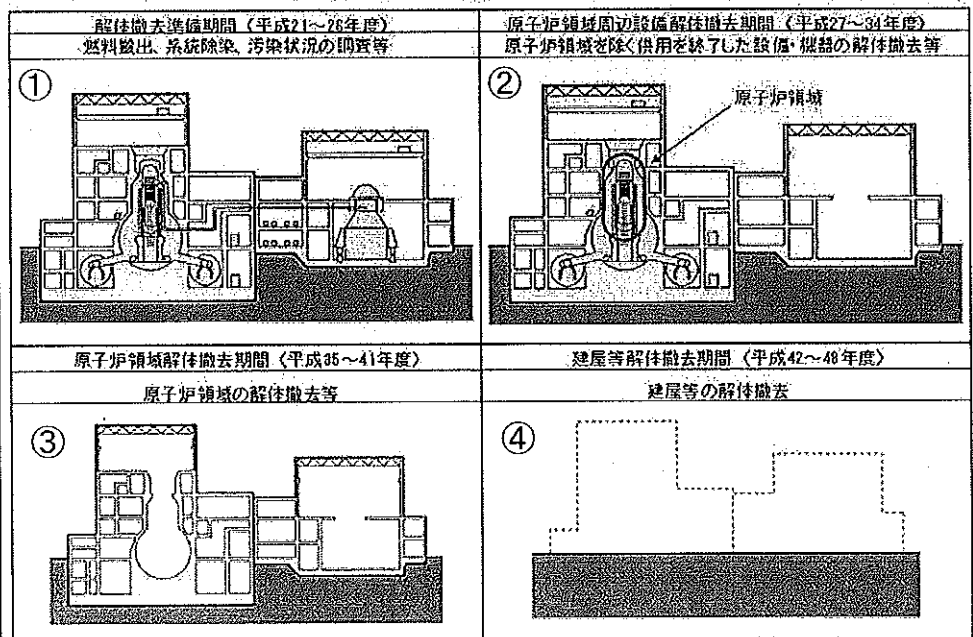
(出典: 原子力規制委員会ホームページ)

廃止措置段階

浜岡原子力発電所1, 2号機の廃止措置工事 全体概念

<廃止措置の段階>

- ① 解体工事準備期間
 - ・燃料の搬出
 - ・機器等の放射能レベルの調査 等
- ② 周辺炉領域周辺設備解体撤去期間
 - ・原子炉から遠い設備を解体撤去
 - ・機器等の放射能レベルの調査 等
- ③ 原子炉領域解体撤去期間
 - ・原子炉に近い設備と原子炉を解体撤去 等
- ④ 建屋等解体撤去期間
 - ・建物を解体撤去 等



出典: 中部電力株式会社資料(一部抜粋、一部修正)

(出典: 原子力規制委員会ホームページ)

島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる
流量計問題の再発防止対策の進捗状況について

平成27年12月17日
原子力安全対策課

6月30日に中国電力(株)から連絡を受けた島根原子力発電所における低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題については、9月11日に本県が米子市、境港市との連名により再発防止対策の取組状況の適宜報告等について申入れを行っていますが、この度、同社から再発防止対策の進捗状況について報告がありました。

1 本県等からの申入れ(平成27年9月11日。関係部分抜粋)

再発防止に徹底して取組み、平成22年の点検不備問題も含め、その取組状況を適宜報告すること。

2 中国電力から報告のあった再発防止対策の進捗状況(平成27年11月30日現在)の概要

項目	再発防止対策	主な取組状況
業務管理のしくみの改善	EAM※点検計画表の管理対象としていなかった機器の点検計画管理方法の改善(見える化)	・点検計画実績管理表の作成(未作成3機器)【実施済】 ・EAMで管理していない機器の抽出・整理【実施中】 ・EAMの改良(中期的な対応)【実施中】
	固型化設備稼働前の確認プロセスの改善	・ホールドポイント設定に係る手順書の改正【実施済】 ・他設備への水平展開【実施中】
	業務に即した手順への見直し	・設備管理記録作成に係る手順書の改正【実施済】 ・他手順書への水平展開【実施中】
業務運営の改善	管理者によるマネジメントの改善	・管理者責務に関する研修実施【実施済】 ・管理者の責務に係る自己評価【実施済】 ・監査等の体制の改善【実施済】
	内部牽制の強化につながる管理方法の改善	・重要な報告書等の提出前のチェック強化による業務品質の向上及び内部牽制の強化【実施中】
意識面(不正をしない、原子力安全文化)の取り組みの改善	今回の不正事案の事例研修を実施	・本事案の事例研修【実施済】
	「地域に対し一人ひとりが約束を果たし続ける意識」をさらに向上させるための取り組み	・コンプライアンス行動基準の策定・実践【実施済】 ・お客様視点の価値観を認識する機会の拡大【実施済】
	適切な発注業務管理の推進	・適切な発注業務に係る教育の実施【実施済】 ・請負者に対する適切な受注業務への要請【実施済】

*詳細は中国電力ホームページ(http://www.energia.co.jp/shimane_mortar/index.html)に掲載。

「実施済」となっている事項についても引き続き継続的に取り組んでいく。

※EAM:原子力発電所の設備に対する保全計画・実施・結果に係る情報を統合的に管理するシステム

3 国による監督指導

原子力規制委員会による平成27年度第3回保安検査(平成27年11月30日~12月11日)においても、安全文化醸成活動も含めた事業者の行う改善措置の状況について確認が行われた。

*検査結果は後日公表される予定。

<参考:主な対応経過>

平成27年 6/30(火) 中国電力が事案を公表
安全協定に基づく第1回現地確認(米子市・境港市と合同)
7/7(火) 鳥取県・米子市・境港市の連名により中国電力に文書申入れを実施
7/9(木) 中国電力が調査等の体制構築を発表
8/5(水) 原子力規制委員会が保安規定違反(監視)と認定
8/6(木) 安全協定に基づく第2回現地確認(米子市・境港市と合同)
9/5(土) 中国電力が第13回原子力安全文化有識者会議を開催 *本県職員傍聴
9/7(月) 中国電力から関係自治体に調査報告(案)の説明
9/11(金) 中国電力が調査報告を公表
鳥取県・米子市・境港市の連名で中国電力及び原子力規制庁に要望等を実施
*9/14 中国電力に申入れ文書を手交
9/17(木) 安全協定に基づく第3回現地確認(米子市・境港市と合同)
10/9(水) 議会全員協議会の開催
10/13(火) 平成27年度第1回原子力安全対策プロジェクトチーム会議を開催
11/27(火) 中国電力が第14回原子力安全文化有識者会議を開催 *本県職員傍聴
12/11(金) 中国電力が再発防止対策の進捗状況(11/30現在)を報告
12/16(水) 中国電力が懲戒処分を実施

平成27年度「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」における防災関連行事について

平成27年12月17日
消 防 防 災 課

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災で得た貴重な教訓を踏まえ、毎年1月17日を「防災とボランティアの日」、その日を含む1月15日から1月21日までを「防災とボランティア週間」とし、災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動についての認識を深めるとともに、災害への備えの充実強化を図ることとされています。この機を捉えて、今後、県内において、防災関連行事が以下のとおり実施されます。

〔県・市町村等の防災関連行事〕

行事名	日時・場所・内容	問い合わせ先
大雪時災害警戒本部訓練	日時：12月18日（金）午後4時～5時 場所：県庁災害対策本部室（鳥取市） 内容：降雪期を前に、円滑な警戒体制の設置等を図るため、大雪による孤立集落の発生を想定した災害警戒本部訓練を実施。	鳥取県危機対策・情報課 （電話 0857-26-7878）
消防出初式	日時：1月6日（水）午前10時～11時30分 場所：江府町山村開発センター（江府町） 内容：式典、分列行進及び一斉放水を実施。	江府町総務課 （電話 0859-75-2211）
	日時：1月6日（水）午前10時～11時 場所：東巖城町河川敷市民スポーツ広場（倉吉市） 内容：式典、分列行進、一斉放水及び県消防防災ヘリコプター救助訓練を実施。	鳥取中部ふるさと広域連合消防局総務課 （電話 0858-29-5120）
	日時：1月9日（土）午前9時30分～10時50分 場所：日南町役場交流ホール（日南町） 内容：式典、一斉放水及びパレードを実施。	日南町総務課 （電話 0859-82-1111）
	日時：1月10日（日）午前9時～11時30分 場所：鳥取北中学校第2グラウンド、鳥取城跡お堀端・大手橋（鳥取市） 内容：式典、分列行進、一斉放水、古式ポンプ操法及びはしご登りを実施。	鳥取市危機管理課 （電話 0857-20-3127） 鳥取県東部広域行政管理組合消防局総務課 （電話 0857-23-2433）
	日時：1月10日（日）午前10時～正午 場所：米子市文化ホール、米子港埠頭（米子市） 内容：式典、分列行進、一斉放水及びパレードを実施。	米子市防災安全課 （電話 0859-23-5338） 鳥取県西部広域行政管理組合消防局総務課 （電話 0859-35-1951）
	日時：1月10日（日）午前10時～11時30分 場所：東巖城町河川敷スポーツ広場（倉吉市） 内容：式典、分列行進及び一斉放水を実施。	倉吉市防災安全課 （電話 0858-22-8162）
	日時：1月10日（日）午前10時～11時50分 場所：境港市市民会館、大正町内港埠頭（境港市） 内容：式典、分列行進及び一斉放水を実施。	境港市自治防災課 （電話 0859-47-1071）
	日時：1月10日（日）午前9時～11時30分 場所：八頭町中央公民館（八頭町） 内容：式典及び一斉放水を実施。	八頭町総務課防災室 （電話 0858-76-0203）
	日時：1月10日（日）午前9時30分～11時30分 場所：湯梨浜町中央公民館（湯梨浜町） 内容：式典、分列行進及び一斉放水を実施。	湯梨浜町総務課 （電話 0858-35-3111）
日時：1月10日（日）午前10時～正午 場所：琴浦町東伯勤労者体育センター（琴浦町） 内容：式典、分列行進、機械点検及び一斉放水を実施。	琴浦町総務課 （電話 0858-52-1700）	

行事名	日時・場所・内容	問い合わせ先
消防出初式	日時：1月10日(日) 午前9時30分～11時30分 場所：運転免許試験場跡地(北栄町) 内容：式典及び一斉放水を実施。	北栄町総務課 (電話 0858-37-3111)
	日時：1月10日(日) 午前10時～11時30分 場所：日吉津村役場玄関前(日吉津村) 内容：式典、機械点検及び一斉放水を実施。	日吉津村総務課 (電話 0859-27-5950)
	日時：1月10日(日) 午前10時～11時50分 場所：名和総合運動公園駐車場及び名和川(大山町) 内容：式典、分列行進及び一斉放水を実施。	大山町総務課 (電話 0859-54-5201)
	日時：1月10日(日) 午前10時～正午 場所：南部町農業者トレーニングセンター(南部町) 内容：式典、分列行進及び一斉放水を実施。	南部町総務課 (電話 0859-66-3112)
	日時：1月10日(日) 午前10時～正午 場所：伯耆町農村環境改善センター(伯耆町) 内容：式典、分列行進及び一斉放水を実施。	伯耆町総務課 (電話 0859-68-3111)
	日時：1月11日(月) 午前9時～正午 場所：岩美町民体育館(岩美町) 内容：式典、分列行進、機械点検及び一斉放水を実施。	岩美町総務課 (電話 0857-73-1411)
文化財防火デー	日時：1月23日(土) 午前9時30分～10時30分 場所：北条八幡宮(北栄町) 内容：地元の自衛消防団、北栄町消防団、湯梨浜消防署の合同による消防訓練を実施。	北栄町総務課 (電話 0858-37-3111)
	日時：1月24日(日) 午前9時～9時30分 場所：不動院岩屋堂(若桜町) 内容：若桜町消防団と八頭消防署若桜出張所の合同による消防訓練を実施。	若桜町総務課 (電話 0858-82-2211)
	日時：1月24日(日) 午前10時～10時30分 場所：矢部家住宅(八頭町) 内容：地元の自警団、八頭町消防団、八頭消防署の合同による消防訓練を実施。	八頭町総務課防災室 (電話 0858-76-0203)
	日時：1月24日(日) 午後5時～6時 場所：橋津藩倉(湯梨浜町) 内容：地元の自主防災組織、湯梨浜町消防団、湯梨浜消防署の合同による消防訓練を実施。	湯梨浜町総務課 (電話 0858-35-3111)
上灘小学校防災学習(土曜授業)	日時：1月16日(土) 午前8時50分～11時 場所：上灘小学校(倉吉市) 内容：小学生を対象とした防災講話、防災クイズ、消火体験、煙体験及び起震車体験等を実施。	鳥取中部ふるさと広域連合倉吉消防署予防係 (電話 0858-26-2122)
平成27年度災害時応援協定事業者への支援要請訓練	日時：1月15日(金) 午前11時～ 場所：県庁災害対策本部室(鳥取市)ほか 内容：県と県内協定締結業者の対応能力を向上させるため、災害発生を想定した支援要請訓練を実施。	鳥取県危機管理政策課 (電話 0857-26-7894)
平成27年度徳島県国民保護共同図上訓練と連携した鳥取県訓練	日時：1月22日(金) 午後1時30分～ 場所：徳島県庁(徳島市)、鳥取県庁(鳥取市)ほか 内容：徳島県国民保護共同図上訓練と併せて、当該訓練のシナリオに基づく徳島県との連携訓練を実施。	鳥取県危機対策・情報課 (電話 0857-26-7878)
鳥取県消防防災航空隊・米子消防署合同訓練	日時：1月26日(火)、27日(水) 午前10時～正午 場所：県消防学校屋外訓練場(米子市) 内容：消防防災ヘリコプターを活用した消火活動及び救急搬送等の活動要領の確認並びに県消防防災航空隊と米子消防署の相互の連携強化を図るため、合同訓練を実施。	鳥取県消防防災航空センター (電話 0857-38-8119)

行事名	日時・場所・内容	問い合わせ先
県庁見学の実施	日時：1月15日（金）午前10時～10時40分 場所：県庁災害対策本部室（鳥取市） 内容：散岐小学校（鳥取市）の児童を対象とした災害対策本部室の見学を実施し、県の防災対策等を説明。	鳥取県消防防災課 （電話 0857-26-7082）
防災研修等の支援 （鳥取県自主防災活動アドバイザー派遣制度）	日時：1月22日（金）午後7時～8時30分 場所：湖南地区公民館大郷会館（鳥取市） 内容：地域の防災研修会に講師として自主防災活動アドバイザーを派遣し、防災に関する講演を実施。	鳥取県消防防災課 （電話 0857-26-7082）
	日時：1月31日（日）午前9時20分～午前10時 場所：香宝寺本堂（湯梨浜町） 内容：地域の防災研修会に講師として自主防災活動アドバイザーを派遣し、防災に関する講演を実施。	鳥取県消防防災課 （電話 0857-26-7082）
	日時：2月13日（土）午後1時30分～3時 場所：八頭町男女共同参画センター（八頭町） 内容：地域の防災研修会に講師として自主防災活動アドバイザーを派遣し、防災に関する講演を実施。	鳥取県消防防災課 （電話 0857-26-7082）
防災研修等の支援 （鳥取県共に命と地域を守る防災活動実践推進事業助成金制度）	日時：12月20日（日）午前10時～午後3時 場所：米子コンベンションセンター（米子市） 内容：鳥取県西部ろうあ協会の主催により、聴覚障がい者や地域の支援者等を対象とした防災に関する講演、ワークショップを開催。	鳥取県消防防災課 （電話 0857-26-7082）
	日時：1月16日（土）午前8時40分～11時25分 場所：高城小学校（倉吉市） 内容：鳥取県建築士会女性委員会の主催により、小学校の土曜授業を活用し、保護者や地域住民に対する児童の防災・防犯マップづくりに関する取組成果の発表会を開催。	鳥取県消防防災課 （電話 0857-26-7082）
	日時：2月6日（土）午後1時～4時30分 場所：県民ふれあい会館（鳥取市） 内容：鳥取県連合青年団の主催により、防災に関する映画上映、講演、ワークショップを開催。	鳥取県消防防災課 （電話 0857-26-7082）
	日時：3月13日（日）午前10時～午後4時30分 場所：米子市児童文化センター（米子市） 内容：（一財）米子市文化財団の主催により、子どもや母親等の子育て世帯向けの防災訓練プログラム「イザ！カエルキャラバン！」を開催し、おもちゃの交換会と防災体験プログラムを実施。	鳥取県消防防災課 （電話 0857-26-7082）
	日時：1月7日（木）～3月31日（木）午前9時～午後5時 場所：鳥取県西部地震展示交流センター（日野町） 内容：東日本大震災に関する災害や支援活動等に関する写真や資料等を展示。	鳥取県西部地震展示交流センター （電話 0859-72-2220）
シニア災害ボランティアシンポジウム	日時：1月下旬～2月上旬の予定 場所：中部地域を予定 内容：シニア層（退職者）に、地域の防災力向上のために日頃からのコミュニティ活動が重要であることや、シニアの持つ実力と期待される役割を実感していただき、地域のコミュニティの強化、防災力の強化の一翼を担っていただく契機とするためのシンポジウムを開催。	鳥取県危機管理政策課 （電話 0857-26-7894）
平成27年度鳥取県消防関係表彰式	日時：2月18日（木）午前11時～正午 場所：米子コンベンションセンター（米子市） 内容：功労のあった消防関係者及び消防関係団体に対する表彰を実施。	鳥取県消防防災課 （電話 0857-26-7065）
平成27年度鳥取県消防大会（研修会）	日時：2月18日（木）午後1時30分～5時 場所：米子コンベンションセンター（米子市） 内容：本県の消防関係者が直面する消防の諸問題についての意見発表、講演等を実施。	公益財団法人鳥取県消防協会 （電話 0859-27-0825）